

# 広報 みさと 号外

第3報 令和8年8月27日発行

## いまこそ心ひとつに 美しい里の再出発へ

このたび、広報みさと号外第3報を作成しました。ぜひご一読いただきますようお願い申し上げます。町の最新情報は町ホームページやライブビジョンで随時発信しています。

町HP（熊本地震に関する情報）▶



### 震災ごみの受け入れ申請について（※事前申請必須）

震災により発生した災害ごみについて、令和8年8月30日（日）をもって仮置場を閉鎖いたしますが、申請者に限り、以下の日程で限定的に受入れを実施いたします。

#### ■災害仮置場搬入許可申請

申請場所 美里町役場中央庁舎 住民生活課

受付時間 平日 8時30分～17時15分

持参物 1. 身分証明書（免許証・マイナンバーカードなど）  
2. 罹（被）災証明書もしくは被災状況がわかる写真

#### ■災害仮置場情報

場所 美里町農山村広場（美里町坂貫 759 番地）

開設期間 9月8日（火）～9月13日（日）

受付時間 9：00～11：30、13：00～15：30

搬入対象者 ①事前申請された方 ②ボランティア

注意事項 申請後に発行する「令和8年熊本地震ごみ搬入許可証」を必ず持参して、仮置場へ搬入してください。  
※持ち込んだごみは各自で降ろしていただきます。

問合先 住民生活課 ☎46-2116

#### ■持ち込み可能なごみ

家電4品目・可燃ごみ（※生ごみ類厳禁）・畳類・廃プラスチック・不燃ごみ・スレート等・ガラス・陶磁器くず・粗大ごみ・木くず・がれき類など

必ず分別をして  
持ち込んでください



### 地震による水道設備の被害状況をお知らせください

町では、地震による被害状況を把握するため、個人および共同で管理されている井戸・ポンプなどの水道設備について調査を行っています。

右記のような被害や異常がある場合は、総務課までご連絡ください。

なお、今回の調査は、今後の対応を検討するために被害状況を把握するものです。公的支援をお約束するものではありませんので、あらかじめご了承ください。

問合先 総務課 ☎46-2111

#### 報告をお願いする 被害の例

- 水が出ない・濁りがある
- 井戸、ポンプなどが壊れた

裏面もご覧ください▶

# 令和8年熊本地震を踏まえた生活福祉資金（緊急小口資金）の災害時特例貸付について

令和8年熊本地震により被災した世帯に対する生活福祉資金（緊急小口資金）の災害時特例貸付について、8月19日（水）午前10時から受付が開始されています。

## 【対象世帯と貸付限度額】

|          |                           |
|----------|---------------------------|
| 貸付対象者    | 被災世帯<br>(低所得世帯に限らない)      |
| 貸付上限     | 10万円以内<br>(特別な場合※ 20万円以内) |
| 据置期間     | 1年以内                      |
| 償還期限     | 2年以内                      |
| 貸付利子・保証人 | 無利子・保証人不要                 |

※「特別な場合」とは以下のいずれかに該当される世帯をいいます。

- ①世帯員の中に被災による死亡者がいるとき
- ②世帯員に要介護者がいるとき
- ③世帯員が4人以上のとき
- ④世帯員に重傷者や妊産婦、小学校修了までのこどもがいるとき

- ◇相談・申込受付時間 10時～16時まで（土曜、日曜、祝日を除く）
- ◇相談・受付窓口 福祉保健センター湯の香苑
- ◇借入申込に必要なもの ①身分を証明できるもの（運転免許証、マイナンバーカード等）  
②申込者の預金通帳またはキャッシュカード等預金口座がわかるもの
- ◇問合先 町社会福祉協議会 ☎080-5799-8419

## ボランティアセンターについて

今回の地震で被災された方からのボランティア依頼の受付を8/30（日）までといたします。ボランティア依頼を希望される方は早めに町社会福祉協議会までご連絡ください。

問合先 町社会福祉協議会 ☎080-5063-9634

## 罹災証明書の「家屋調査」および「発行状況」について（8月25日現在）

### 【現在の進捗状況と、町からのお願い】

#### ■ 罹災証明書の受付・調査状況

受付件数 961件  
調査完了 743件（進捗率：約77%）  
現在、職員が総力を挙げて調査を進めております。

#### 【重要】家屋調査の順番について

現在の家屋調査は、地区ごとの順番ではなく、「倒壊の危険性が高い家屋」や「被害が甚大な箇所」から優先して実施しております。

そのため、同じ地域・集落内であっても、調査に入る日程が異なる場合がございます。

大変長らくお待たせしており申し訳ございません。一日も早く皆様のもとへ調査に伺えるよう全力を尽くしておりますので、何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

### 【罹災証明書がお手元に届くまで】

申請後、以下の順で手続きを進めています。

- ①町の調査員が家屋調査を実施
- ↓
- ②被害程度の判定・システム入力  
※判定作業にお時間をいただきます
- ↓
- ③「罹災証明書発行通知」を発送  
※通知の表題は「令和8年度熊本地震に関わる罹災証明書等の発行について」としています。
- ↓
- ④通知が届いた方は窓口へお越しください（罹災証明書を発行します）  
※お持ちいただくもの  
・罹災証明書発行通知  
・身分証明書（運転免許証など）

問合先 【家屋調査について】税務課 ☎46-2112  
【罹災証明書発行について】総務課 ☎46-2111